

（質問第八十号） 昭和二十二年十月二日配付

薪炭價格引上げに關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十月一日

橋本萬右衛門

参議院議長 松平恒雄 殿

薪炭價格引上げに關する質問主意書

福島縣東白川郡鮫川村は標高五百米の高原地に位置し、東西五里五丁余、南北四里十二丁余を有する福島縣内屈指の大巨村にして、田畑百拾有余町を有するも冷害を受くる事屢にして、凡ゆる多角的農業形態を以つて生活を維持し、現下科学的農業經營に一變、一意増産を目的とする昨今、米麦に在りては産地と見做さるに至りたるも、木炭においては山間溪谷の地故生産費の加重に依り増産意欲の底下甚だしく戦前に比較し約半数に足らざる現況である。之が対策として各機關に対し凡ゆる創意を求めたるもその甲斐なく、日一日と減産する状態にある。生産者の声を取入れ、増産意欲を昂揚するには現在の消費者價格と生産者價格差を縮少し、生産者價格を全面的に引上げる事の外にないと思うが、左記に生産者價格並に消費者價格及生産費等列記し、政府の所見を問う。

左記

一、生産者價格(樹種雜)

五三四

一、消費價格(7)

八〇四五〇錢

一、價格差

二七四五〇錢

一、生産費

1 原木

二〇四(炭一俵原木)

2 包裝費

八四()

3 運搬費

一〇四() (自動車道路迄ノ運賃)

計

三八四

生産者手取金一五四

一ヶ月一〇〇俵出荷出來得る生産者は毎日三人の労働者を必要とする。一人月收五〇〇四程度である。